

合同プロジェクト研究（日韓）規程

（プロジェクト研究の目的）

第1条

日本肝胆胰外科学会（以下、本学会）において、「韓国との合同による肝胆胰外科学発展に資するプロジェクト研究」（以下、プロジェクト研究）を行い、その成果に基づくエビデンスの発信並びに将来の総合的な方策を立案する。

（プロジェクト研究の申請）

第2条

プロジェクト研究の責任者（代表研究者）は、1) プロジェクト研究名、2) 研究期間、3) 予算概要、4) 研究内容（目的、方法、予測される結果、波及効果の見通し等）、5) 起こり得る倫理的問題の有無、等を所定の申請書類に記入し本学会事務局に提出する。プロジェクト研究の責任者（代表研究者）の名前で申請し、理事の推薦を必要とする。また、本学会プロジェクトとして採用された場合は、UMIN-CTR、ClinicalTrials.gov、jRCT 等への登録を必須とする。

（研究課題の審査）

第3条

本学会事務局は、提出のあった申請書類を合同プロジェクト委員会に送付し、審査を付託する。なお、プロジェクト研究の審査においては、合同プロジェクト委員会委員のほかに、合同プロジェクト委員会委員長が申請のあった研究領域専門の本学会理事 2 名を指名することもある。合同プロジェクト委員会は、申請書の内容を審議し、採用が妥当な場合は、理事会に付議する。

（プロジェクト研究の構成員）

第4条

プロジェクト研究の日本側の責任者（代表研究者）は本学会評議員とする。

（学会からの援助）

第5条

プロジェクト研究の期間は 3 年間とし、1 課題あたり 50 万円を上限として研究経費を請求できるものとする。研究費用は細則に定める内容に従うものとする。経費の執行については、1 年ごとに収支決算書に見積書・請求書・領収書の証拠書類を添付し毎年 10 月末までに本学会事務局を経て理事会に提出する。本学会事務局は提出された収支決算書の研究経費総額を毎年 12 月末までにプロジェクト研究の責任者（代表研究者）が指定する口座宛て送金する。

（症例集積対象施設）

第6条

プロジェクト研究における日本側の症例集積対象施設は、原則、高度技能専門医修練施設 A、B とする。ただし、研究内容により、その他施設にも協力を依頼することができる。

(データ管理)

第7条

プロジェクト研究のための日本側の症例集積のデータは、日本側の責任者（代表研究者）が管理し、データ解析を担当するものとする。また、本学会理事長と守秘義務契約書を交わした上で、責任者（代表研究者）は症例集積対象施設リスト（施設名、第一連絡担当者氏名とそのEmailアドレス）を保有することができる。ただし、日韓合同プロジェクト研究のための症例集積データは本学会に属するものとし、責任者（代表研究者）および共同研究者が同プロジェクト研究以外の目的で二次使用する際は、本学会倫理委員会に申請し了承を得なければならない。

(倫理委員会への申請)

第8条

責任者（代表研究者）は、プロジェクト研究開始の前に、責任者（代表研究者）の所属施設での倫理委員会に申請し承認を得るものとする。

(研究成果の報告)

第9条

プロジェクト研究成果の報告として、本学会学術集会で発表し、論文を作成する。論文の投稿先は定めないが、日韓のプロジェクト責任者（代表研究者）間で十分に検討して決定する。なお、Acknowledgementに日本側の症例集積において本学会が関与していることを記載する。また、原則、著者は、責任者（代表研究者）を第一著者とし、第二著者以降は登録症例数の多い順番に氏名を記載することとする。異なる記載になる際は、投稿前に責任者（代表研究者）が本学会理事長及び合同プロジェクト委員会委員長の承諾を得ることとする。また、当該研究の成果に関する題材での学会発表や論文投稿をする際は、本学会理事長及び合同プロジェクト委員会委員長の承諾を必要とする。なお、本学会プロジェクト研究データおよび研究成果の知的財産権は日本肝胆膵外科学会に帰属する。

(審査員利害関係の排除)

第10条 上記第3条に記されたプロジェクト研究の審査員が、申請のあったプロジェクト研究課題の共同研究者である場合、その審査を辞退しなければならない。

(規程変更)

第11条

本規程は、理事会の議を経て変更することができる。

附 則

この規程は、令和4年9月15日から施行する。

この規程は、令和4年12月2日から一部改正の上、施行する。

合同プロジェクト研究（日韓）課題の支出項目に関する細則

本学会により採択・承認された研究課題の申請時における研究費用の請求について以下の細則に定める。

1. この経費には主に会議費、通信費、成果報告発表時の論文投稿に係る英文校正費や掲載費（オープンアクセスジャーナル掲載費も含む）、学会参加費・旅費（ただし、該当発表の抄録コピー、学会参加費領収書等を提出）、統計計算に係るデータ解析費用、および代表施設と協力施設の倫理審査費として充当すること。
2. パソコン・ソフトウェア等研究以外に使用可能な備品類購入および人件費、水道光熱費は、原則として申請者の負担とする。
3. 上記以外の費用に関しては、助成の是非を合同プロジェクト委員会内で検討後、理事会の承認を得るものとする。
4. 本細則は、理事会の議を経て変更することができる。

附 則

この規程は、令和4年12月14日から施行する。

この規程は、令和5年4月29日から一部改正の上、施行する。